再審査請求人　静岡県富士宮市源道寺町1085コーポ和光202
白岩　一久

上記の者に送達すべき平成25年８月27日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成27年２月24日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

再審査請求人　兵庫県神戸市垂水区仲田３丁目４―15―201号
阿保　英之

上記の者に送達すべき平成25年９月６日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成27年２月24日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

再審査請求人　長野県松本市元町１丁目１番29号メゾン丸山105号室
田多井秋雄

上記の者に送達すべき平成25年12月１日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成27年２月24日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

再審査請求人　新潟県新潟市江南区山二ツ381―4
髙野　義一

上記の者に送達すべき平成25年12月27日付け再審査請求に関する裁決書の謄本は、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号中央合同庁舎第５号館413号室内で保管されており、いつでも再審査請求人に交付するので、その受領方申し出られたい。

行政不服審査法第56条において準用する第42条第２項ただし書及び第３項の規定により公示する。

平成27年２月24日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

社会保険労務士懲戒処分公告

下記の者については、社会保険労務士法（昭和43年法律第89号）第25条の２第１項及び同法第25条の３の規定に基づき、平成27年２月９日失格処分を行ったので、同法第25条の５の規定に基づき、公告する。

平成27年２月24日
厚生労働大臣　塩崎　恭久

記

社会保険労務士　関　　昇
生年月日　昭和31年10月11日
住所　大阪府東大阪市長堂１丁目８番28―1004号
社会保険労務士登録番号　第27920014号
事務所の名称　社会保険労務士行政書士関昇事務所
事務所の所在地　大阪府大阪市中央区西心斎橋２丁目12番22号朝日プラザ心斎橋805号室
懲戒処分の対象となった行為　社会保険労務士法第25条の２第１項の「故意に真正の事実に反して申請書等の作成」、「故意に第15条の規定に違反する行為」及び同法第25条の３に定める懲戒処分事由の「社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行」

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２７年（家）第６４７号
事務所岡山市北区富田町２丁目13番12号コートサイドビル３階あおぞら法律事務所
申立人　片山　裕之
本籍福岡市東区香椎台４丁目19番、最後の住所岡山市北区表町３丁目14番１号アーススクエア表町502、死亡の場所岡山県岡山市北区、死亡年月日平成26年３月28日、出生の場所岡山県岡山市、出生年月日昭和53年９月４日、職業無職
被相続人　亡　角南　昌宏
催告期間満了日　平成27年８月31日
岡山家庭裁判所

平成２７年（家）第４８号
群馬県渋川市半田543番地４
申立人　櫻井　　均
本籍群馬県高崎市新保田中町633番地、最後の住所群馬県高崎市飯塚町1652番地２、死亡の場所群馬県高崎市、死亡年月日平成26年１月26日、出生の場所群馬県伊勢崎市、出生年月日昭和32年11月21日、職業会社員
被相続人　亡　新井　康眞
催告期間満了日　平成27年８月31日
前橋家庭裁判所高崎支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

平成２７年（へ）第１号
秋田市手形字扇田50番地６
申立人　有限会社桜井工業
代表取締役　櫻井　忠臣
権利を争う旨の申述の終期　平成27年５月20日
平成27年２月６日　能代簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＡＫ59471
金額　580,000円
支払期日　平成27年１月31日
支払地　能代市
支払場所　株式会社秋田銀行能代支店
振出日　平成26年10月20日
振出地　白地
振出人　秋田市山王五丁目９番２号　中田建設株式会社　代表取締役　広幡　信悦
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２７年（へ）第１号
大阪市生野区巽南５丁目４番26号
申立人　ナフス株式会社
代表者代表取締役　濱田　　茂
権利を争う旨の申述の終期　平成27年５月８日
平成27年２月４日　枚方簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　ＨＪ01076
金額　128,903円
支払人　株式会社りそな銀行
支払地　大阪府枚方市
振出日　平成26年10月10日
振出地　大阪府交野市
振出人　学校法人寺西学園　交野幼稚園　理事長　寺西加代子
最終所持人　申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２６年（家）第３３２号
千葉県柏市高南台２―13―14
申立人　古岩井克己
本籍山梨県大月市七保町浅川454番地、最後の住所山梨県大月市初狩町中初狩196番地
不在者　古岩井歌子
昭和11年９月20日生
届出期間満了日　平成27年６月30日
甲府家庭裁判所都留支部

平成２６年（家）第２９０２号
名古屋市守山区瀬古１丁目1436番地　瀬古荘1111号
申立人　石神　咲子
本籍岐阜県下呂市金山町菅田笹洞782番地、最後の住所名古屋市守山区大字瀬古字元杁３番地　瀬古団地
不在者　石神　良治
昭和35年10月20日生
届出期間満了日　平成27年６月８日
名古屋家庭裁判所

平成２６年（家）第１０１２号
広島県東広島市西条中央７丁目22番24号
申立人　三浦　正規
本籍広島県三次市三良坂町灰塚1299番地、最後の住所申立人の住所に同じ
不在者　三浦多惠子
昭和24年１月17日生
届出期間満了日　平成27年６月８日
広島家庭裁判所